

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成28年3月9日(水) 午前10時～午前11時7分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名)

委員長 塚本秋雄 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 黒川 武
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員(21名)

市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 山田日出雄
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主査 佐野亜矢、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、同主査 小野 誠、学校教育課長 石川文子、同主幹兼学校給食センター長 神山秀行、同主査 今枝かづき、生涯学習課長 片岡 和浩、同主幹 中野高歳、同主幹 寺岡秀樹、同主査 木村伸佳、同主任 草間千佳子、子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同主査 佐藤さとみ、同児童館長 柴垣裕子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第27号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第28号	岩倉市立学校給食センター設置条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第29号	岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第30号	岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第31号	岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決

議案第 32 号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第 34 号	岩倉市学校給食費特別会計設置条例の廃止について	全員賛成 可決
議案第 48 号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 可決
議案第 49 号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 可決
陳情第 1 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	聞き置く

◎委員長（塚本秋雄君） 皆さん、おはようございます。

お集まりいただきましてありがとうございます。きょうは、厚生・文教常任委員会と、後ほど協議会がありますので、皆様の御協力を得まして進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

当局のほう御挨拶ありましたら、よろしく願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

3月に入りまして、啓蟄も過ぎまして、めっきり春めいてきたきょうこのごろでございますが、最近、気候は少し寒暖の差が激しくて、皆様体調管理には気を使われていることと存じます。また、年度末を迎えまして、皆様お忙しい時期を迎えているんじゃないかというふうに思います。

このような状況の中、本日、厚生・文教常任委員会を開催されまして、岩倉市税条例等の一部改正を初め9件の議案の審議をお願いするものでございます。

また、本日は各課の主査以上の担当職員が出ておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから厚生・文教常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案9件、陳情1件であります。これらの案件を逐次議題として進めてまいりたいと思います。

それでは審査に入ります。

議案第27号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 今回の市税条例の一部改正によって、以前、個人番号の記載を必要とするという減免申請について必要なくなるということになったわけですが、国会議論の中で、個人番号の問題の議論の中での変更だと考えますが、減免申請については記載を要しないという個人番号ですが、この市税条例にかかわるほかのことで個人番号が必要なこととかいうのはどうなんでしょうか。

◎**税務課主査（大橋 透君）** 今、御質問いただきましたとおり、今回の改正では、当初、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税のマイナンバーの記載が必要であったものが、このたびいろんな議論がされる中で、市民税と特別土地保有税についてはマイナンバーの記載を要しないというふうに改正されていますので、条例の中でマイナンバーの記載が残っている固定資産税、軽自動車税については、マイナンバーの記載の規定が残る形になります。

以上です。お願いします。

◎**副委員長（榎谷規子君）** マイナンバーの必要がまだ残る固定資産税、軽自動車税については、窓口での個人番号の提示というのをやっていただくという、窓口業務はどうなってくるのでしょうか。

◎**税務課主査（大橋 透君）** 固定資産税と軽自動車税については、マイナンバーの記載が必要だというふうに国から通知が来ておりますので、窓口にお越しになった際にはその必要性を相手に説明して、マイナンバーの記載を求める形になります。以上です。

◎**副委員長（榎谷規子君）** 窓口でその方が個人番号をまだ知らなかったりとか、まだカードをつくってなくて、通知番号を持参してなくてわからないとかいう場合は、またとりに帰ってくださいというようなやりとりになっていくのでしょうか。

◎**税務課主査（大橋 透君）** そうですね。そのようなことも想定はされるんですけども、申請者の方に負担をかけないような運用というのにも必要なものですから、マイナンバー自体については、私ども把握をしておりますので、相手方にその情報を取得してよいかというところを確認して、支障がないような運用をしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎**委員長（塚本秋雄君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（塚本秋雄君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（塚本秋雄君）** 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第27号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第27号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、順次進めてまいりたいと思います。

議案第28号「岩倉市立学校給食センター設置条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 質疑はないようですので、質疑を終結し、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第28号「岩倉市立学校給食センター設置条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第28号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号「岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 特別疑念があるものではございませんが、今回の名称改正に至った経緯を確認したいと思います。その経緯の中で、もともとこの西小という名称をなぜつけていたのか、そういったところもあわせて今回改正に至った経緯をお聞かせください。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 西小スポーツ広場につきましては、昭和47年の土地改良にあわせて、西小学校建設用地ということで、学校用地として取得されていたものです。今、スポーツ広場という形で現に使われており

ますから、新しい学校給食センターができるに伴って、スポーツ広場の名称も含め、一帯を整理する中で名称の変更をお願いするものです。以上です。

◎委員（黒川 武君） 今、答弁がありましたように、かつては人口急減の中で、そういう新しい小学校も必要だろうという中で、先行的に西小学校としての建設用地の取得をされたということで、当然取得する際に当たりましては、起債いわゆる借金をして賄うわけですね。借金をしている以上、その名称は簡単に変えるわけにはいかないというところで、それで恐らく起債も償還が終了し、西小スポーツ広場という形になったんだらうのですが、ただ、いずれにしても西小という冠がついておっちは、利用者にしてみれば何が何だかよくわからないと。本来的には、やっぱり地域性を表示するような形ものが望ましいということで、そういう意味合いでは、今回の改正というのには必要な措置ではないかなと思います。

それで、私は今回の改正内容ではなくて、関連でお聞きをするんですが、以前といっても大分前なんですけど、お地元の方から、グラウンドを利用される方々が西側のすぐ近くの用水路で用を足すという、大変見苦しいというか、衛生上問題があるような行為はちょっといかがなものかなと、そんな声を地元の方からお聞きしたことがございます。現状はその辺どうなっているのか、お聞かせをいただければなあと思います。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 以前は、グラウンドの南西のところにありますバックネットの扉のほうを開放しておりましたが、指摘のような内容のことがありましたので、またそのほかに路上駐車が非常に多いということも地元の方からお聞きしておりましたので、定期的に利用している野球連盟とも協議して、27年度当初からバックネット裏のフェンスの扉を閉鎖しました。このことにより、管理棟とトイレのほうからの出入りということになりまして、トイレが動線上にあるということから、用水のほうへ出られる方もなくなりまして、そのようなことはなくなりました。

路上駐車のほうも駐車場に入れていただけるようになりまして、現在そのような苦情等は入っていない状況です。以上です。

◎委員（黒川 武君） はい、結構です。

◎副委員長（榎谷規子君） なぜ今、西小から野寄にかわるのかというところは先ほどの説明でわかったんですが、改正をした名称の施行が9月1日というふうになるんですが、なぜ給食センターと一体の9月1日でないといけないんでしょうか。4月1日では都合が悪いということでしょうか。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 市民への周知期間を設けることと、新給食センターの供用開始にあわせ、道路の施設案内板等のかけかえ等も行うた

め、9月1日としました。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第29号「岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第29号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正で義務教育学校を追加するというような内容でございますが、実際に本市において、この義務教育学校開設ということの計画があるのでしょうか。単純にこの学校教育法の一部改正によるものと理解をしいものなのでしょうか。そのあたりの改正に至った背景をお聞かせ願います。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 両方の課、あるいはほかの課にもまたがるので私のほうからお答えをさせていただきますが、今回、学校教育法等の改正があつて、新しく義務教育学校という形で創設されるわけですが、今回の条例の改正につきましては、基本的には人的な、資格とか、あるいは定義の仕方とか、そうしたところの部分だけであります。そうした部分での改めということであります。

義務教育学校を今後どうしていくか、創設していくのかという話に関しては、今のところ本市ではその予定はございませんので、お願いいたします。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、義務教育学校の後期過程というのが中学校と同程度と書いてあるんですけども、もう1個、中等学校の前期過程も中学

校と同程度と書いてあるんですけど、これは厳密に同じ内容と考えていいんでしょうか、お尋ねします。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 議員さんの言われたとおり、義務教育学校の前期過程と後期過程ですけど、同じものの中学生となります。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第30号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第30号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第31号「岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第31号「岩倉市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第31号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正では、准看護師を加えるという内容のものになっております。

それで、まずお聞きしたいのが、看護師と准看護師を雇うところで、お給料というのか手当というのは変わってくるものなのではないでしょうか。もしそのあたりわかりましたら、教えてください。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 一般的には、給与、手当については、経験、資格の差により差があると考えられますが、私立、民間の事業所なので、事業主側が判断すると考えています。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

事業主の判断で、ちょっとなかなか答えづらいというところがあるということですね。

では、もう1つですけど、今回この准看護師を加えるということで、本会議のほうでは保育士さんの確保というんですかね、不足というのを解消できるというようなメリットがある、そんなようなやりとりがございましたんですが、それ以外に准看護師さんを保育士とみなすことのメリットというのか、よい点というのとは何かあるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 資格の差はありますが、看護師と同様に子どもの体調の急変や適切な保健指導ができると考えています。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

では、最後ですけれども、これも本会議の中で、保育士とみなすということで研修の受講なんかを勧めていきたいというような御答弁があったかと思えます。現時点におきまして、准看護師さんが保育士としてみなされる上で足りない要素というのでしょうか、資格の違いから、こんなことはちょっと研修を受講してもらったほうがいいんじゃないかとか、そういった足りない要素というのがもし今お気づきの点があれば、お聞かせいただければと思います。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 准看護師は、資格としてやっぱり医療関係のことが主で資格を取っております。保育士のほうなんですけど、取得に際しては、保育理論の取得と、それから実習ということをきちんとや

ってきておりますので、その点が足りない要素ではないかなというふうに考えております。お願いします。

◎委員（梅村 均君） 改めて確認になりますが、そういった要素を研修なんかで受講を勧めていきたいという考えでいらっしゃるということでよかったですでしょうか。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 保育事業に従事していない准看護師への研修の受講につきましては、県などの主催で実施している保育士や看護師を対象とした研修への受講を行いながら、情報提供など必要な便宜について考慮していきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

◎委員（黒川 武君） 今の梅村委員のものにちょっと関連はするんですが、従前のものは保健師とか看護師も保育士とすることができるのに、今回新たに准看護師がつけ加わったというのは、その背景というのはどのようなものがありますか。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 保育園における乳幼児の受け入れがふえる中、子どもの体調の急変や適切な対応などのため、看護師など医療保健の有資格者を保育園に配置する必要が高まっている一方で、保育園などにおける保健師・看護師の確保が困難である事情を鑑みて行われたものです。

◎委員（黒川 武君） 要するに、なかなか人手不足とか、そういうところがあって、思うように確保できないということで、准看護師まで拡大されたということかなと思うんですが、それでは、小規模保育事業所や、あるいは事業所内保育事業所というのは市内に現在ありますでしょうか。また、あるいは今後計画されていることもあるのかどうか、お聞きいたします。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 平成28年4月1日から小規模保育事業所1園、こどものまち保育園が開園する予定です。以上です。

◎委員（黒川 武君） そうしますと、来月1日から駅東のところに小規模保育事業所というのが開園するわけなんですけど、そこでの体制と申し上げるんですかね、保育士が不足するようでしたら、保健師あるいは看護師、准看護師を充てることができると、そういった条例の改正でもあるので、4月1日から開園する小規模保育事業所の保育の体制というのはどの程度つかんでみえるのか、お聞きします。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 職員配置については、まだ調整中というふうに聞いておりますが、准看護師も検討には入れていると聞いています。

◎委員（黒川 武君） そうすると、准看護師が配置されると、当然保育士

としての業務を行うということになりますので、先ほどの梅村さんの質問とも関連するんですが、当然その方、あるいはその方々に対しての研修ですよ。先ほど指導保育士のほうからも保育理論と実施が不足していると。県が主催する研修のほうでの受講を勧めていきたいといった答弁だったと思うんですが、具体的に来月からのお話でございますので、その辺について市から何らかの勧奨、受講を受けるような勧奨というものをやっているのかどうか、お聞きいたします。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 研修への受講勧奨の情報提供についてですが、研修内容の例示としては、子育て支援員研修のうち、乳幼児の発達と心理、地域保育の環境整備、安全の確保とリスクマネジメント、乳幼児の生活と遊び、小児保健といった科目のほか、乳幼児の食物アレルギーの基礎知識等の研修などが上げられていますので、そういったものの受講勧奨を行っていききたいと思います。

◎委員（黒川 武君） 結構です。

◎副委員長（榎谷規子君） ちょっと気になったんですけど、今、黒川さんの発言で、保育士が足りなかったら保健師、看護師または准看護師と言われましたけれど、ゼロ歳児の9人のこどものまち保育園なので、ゼロ歳児のクラスについては、保健師、看護師または准看護師は必ず1名以上は配置が必要ということですよ。その中で今度の改正では、1名に限ってはその准看護師も保育士とみなすことができるということで、必ずゼロ歳児のクラスには保育士、看護師または准看護師が最低1名は必要で、その1人に限っては保育士とみなすことができるという認識でいたんですが、ちょっとニュアンスが私の受けとめと違ったので、そこの確認をお願いします。保育士が足りなかったら、保健師、看護師またはこの准看護師も含むということで、でも、ゼロ歳児は必ず看護職を1名は置かなくてはならないという規定はありますよね。その中で准看護師でもいいというふうになったんじゃないかと思ったんですが。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 以前は、乳児、ゼロ歳児を保育する場合には、保健師、看護師の設置が義務づけられておりましたが、今は努力義務になっておまして、必ずの実施ではない状態になっております。

◎副委員長（榎谷規子君） いつ変わったの。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 努力義務でもなくて、あくまでも、もともとの保育士の配置基準に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがあるんですが、その附則の中で規定をされています。それはあくまでも規定の仕方というのは、保健師、看護師を1人に限って保

育士とみなすことができるという規定です。この経過に関していえば、以前は必置義務だったんですが、平成10年にゼロ歳児の配置基準が変わりました。それまでの6対1から3対1が変わって、その際にみなすことができるという規定になったということです。

今回の准看護師を加えるというのは、足らなかった場合ということではなくて、あくまでも全国的に見れば保育士不足であるということ。例えば、先ほども保育園の保育士という話もありましたが、一方で看護師に関して、病院なんかでやっぱり看護師不足ということも言われております。そういった意味でいくと、柔軟に対応できるようにということで、保育園でも保育士とみなすことができる資格を准看護師にまで拡大をしているということでもありますので、お願いします。

◎副委員長（榎谷規子君） 平成10年に変更したことを不覚にも知らなかったんですが、岩倉にも必ずゼロ歳児室には看護師職がいらっしゃって、その看護師職は長時間保育ですので、ローテーション勤務の中で保育士と同じようにローテーション勤務に組み込まれてみえるとは思いますが、ちょっと議案から外れるかな、済みません、お聞きしたいのが、公立保育園の中ではその配置、医療部分にかかわる保健師、看護師の方は、ゼロ歳児には努力義務になったということですが、現在はどうなっているのでしょうか。以前は必ずいらっしゃったと思っていたんですが。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） ゼロ歳児の保育園には、今のところ必ず配置をさせていただいています。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第32号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第32号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号「岩倉市学校給食費特別会計設置条例の廃止につ

いて」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 本条例でもって学校給食費特別会計設置条例が廃止をされるということでございます。

それでもって、予算につきましては一般会計のほうへ一元化をしていくということで、明日以降の財務常任委員会のほうでも議論されるだろうと思うんですが、そこで、ここでお聞きしたいのは、この間、学校給食費特別会計として機能してきてきたわけですので、それが果たしてきたこの間の役割とか、あるいはどのような成果・効果があったのか、そういったものの総括をお聞きしたいと思います。

◎学校教育課主幹兼学校給食センター長（神山秀行君） 学校給食費の特別会計につきましては、今の学校給食センターが新設された1年8カ月後、昭和46年4月1日から給食費を特別会計として条例設置して適用、運用をしてきたところになります。

当初の特別会計の導入の経緯につきましては、過去のことで資料もなく、正確なことがちょっとわかりかねますが、特別会計の意義として一般的に言われております、一般会計と区別することで受益と負担の関係や収支をより明確にするためということと言われております。これにより適正な事業収入の確保や受益者負担の公平性を促すために、当時導入されたものと考えられております。

また、一方で、近年におきましては、学校給食費の滞納の問題や食育の観点も含めたメニューの多様化による政策的経費の投入など、特別会計として収支管理をすることに不都合が若干発生してきているという実情もあります。

また、行政改革を一層推進するための手段としまして、行政評価が注目され始めてきておりますが、岩倉市では、平成13年度の予算のほうから、事務事業評価に向けての従来の積み上げ型の予算から事業別の予算という形で導入をさせていただいておるところであります。

今回の当初予算案で計上させていただいておりますが、一般会計であっても、歳入では教育費、雑入の節の中に特別会計と同様の小学校給食費、中学校給食費、給食費過年度収入の細節を設けております。これにより給食費の納入の管理が特別会計と同様にできるものと思われております。

また、歳出につきましては、物資調達事業ということで新たに事業を1つ

起こしまして、給食費に関する牛乳や主食、食材をこの事業科目の中から支出することによって特別会計と同様の支出管理ができるものと考えております。

このように、特別会計のメリットを事業別予算で補え、収支を明確化することができるということで、新しい学校給食センターの開設のタイミングにあわせまして、一般会計にさせていただくものであります。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第34号「岩倉市学校給食費特別会計設置条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第34号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

49号と同じようなタイトルですけれども、48号のほうが先になります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 続く同じ49号も同じような同様の内容のものでありますし、次の第50号、これは総務の関係でございますが、同じ内容のものでございます。したがって、この議案第48号の中で1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

会館の電気料金の支払いというのは、各区の指定管理者、つまり行政区のほうで支払っているわけですね。昨今、電力の自由化に伴いまして、電力の供給先を、支払い者、需要家が選択できると。そういった時代に入ってきているわけです。したがって、各会館における指定管理者が電力の供給先を選択することができるのかどうかをお聞きいたします。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 平成28年1月より電力の小売が全面自由化されまして、これまで各地域の電力会社からしか電力を購入することができませんでしたが、さまざまな事業者が電力の小売市場に参入することで、電力の消費者としても多様な選択が可能になってまいります。

学習等共同利用施設では、これまでも指定管理者としてお地元に会館の管理をお願いしてきておりまして、会館の利用料金を財源に電気料金の支払いも地元をお願いをしている状況です。電力の小売が自由化された後は、会館の利用状況によってこれまでより経費の削減につながるサービスも出てくるのが考えられます。その際、電力会社の選択に関しても、指定管理者として会館の実情に応じた選択をしていただいてよいと考えております。会館の電力会社の変更を御検討される際には、生涯学習課まで御一報をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） それは各区の指定管理者のほうで自由に選択できるといった答弁であったかと思うんですが、そのことについては、各区の指定管理者のほうにはもう既に周知をしてあることでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 今回、学共施設の指定管理の更新といったタイミングでありますので、その機会を捉えて周知をしていきたいと考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

◎副委員長（榎谷規子君） 5年前は「こう」の施設と言ったように聞いたんだけど、「おおやけ」とどっちが正しいの。

◎委員長（塚本秋雄君） 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

続きまして、議案第49号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） この指定の期間なんですけれども、ほかの施設は5年になっているんですが、ここだけが3年になっているんですけれども、理由をお聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 学習等共同利用施設につきましては、これまで全ての施設が5年間の協定期間で指定管理を行っております。大上市場会館に関しましても、これまでと同様の指定管理5年間ということをお願いをしてまいりましたが、地元の強い要望もありまして、今回は3年間の協定期間としております。大上市場会館は他の会館と違ってございまして、5つの行政区で管理運営を行っているといった特性も一因にあるのではないかなあと考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第49号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情等文書表のとおり、陳情が1件、本委員会に送付されております。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

山田部長からの申し出がありますので、発言を許します。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 済みません、ちょっとお時間をいただきましたので、よろしくお願ひしいます。

多目的ホールの骨伝導の機械の話ですけれども、こちらについては、平成17年度に音響機器の更新時にあわせて導入したものであります。今年度に入って、指定管理者のほうから少し調子がというお話がありましたので、こちらとしても業者のほうに点検をしてもらいました。ただ、その結果、特に異常はなかったといった報告を受けております。業者のほうの説明によりますと、この機械が赤外線方式の機械ということで、講演会などのマイクを通した声を聞くには問題ないんだけど、映画とか、あるいは音楽といったものでは少し聞きづらい場合もある。聞き取りにくいというんですかね、という場合もあるといったお話をお聞きしております。

また、こうしたものは、今後更新時にどういった機器がいいのかというところは検討していきたいというふうに考えておりますので、お願ひいたします。どうも済みませんでした。

◎委員長（塚本秋雄君） ということで、榊谷委員、代表質問への報告ですので、ここで再度質問はないですね。

ありがとうございました。

今の山田部長の申し出については、当委員会では報告をいただいたということで処理をさせていただきたいと思ひます。

改めて、陳情等文書表のとおり、陳情が1件、本委員会に送付されております。

陳情の扱いはどういたしまししょうか。

◎委員（梅村 均君） 状況などお聞きしたい点もあるので、少し意見交換ができればと思ひますが。

◎委員長（塚本秋雄君） 梅村さんから、意見交換ということは、自由討議ということでいいのですかね。

◎委員（梅村 均君） はい。

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、ただいまから自由討議に入ります。

◎委員（梅村 均君） 基本は議員間ですけど、ちょっと事情を聞きたいので、執行機関側でもよろしいでしょうか。

◎委員長（塚本秋雄君） はい、了解いたします。

◎委員（梅村 均君） 今回、軽度外傷性脳損傷とか脳しんとうの周知・予防、危険性が高いというんでしょうかね、そういうものの窓口設置ですとか、

そういう内容の陳情なんですけれども、これまでも文部科学省から事務連絡が出されておりまして、ここに書いてあるものでいくと、最後ですね、平成25年12月には、スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供についてという事務連絡が出されているということでありました。

それで、そういうことはあるんですけど、まだ教育現場ではそれほど理解というんですかね、認識が進んでいないんじゃないかということが書いてあるんですけど、実際に学校教育現場でこういう脳しんとうなんかの対応とか認識というのはどんなものなのかなあと。ちょっとそのあたりお聞きができればということなんですけど、わかりましたらお願いします。

◎学校教育課長（石川文子君） 今お話のありました文部科学省からの通知等も出ております。こういった通知は必ず市内の小・中学校全校におろして、情報共有のほうを学校のほうでもしていただいております。

認識がというところのお話でありましたけれども、こういう脳しんとう、頭部打撲、頭を打ったときの対応等について、一番かかわるのは養護教諭の先生、また体育の授業ですとか、中学校でいえば柔道等の部活動などが考えられると思いますが、そういった担当者のほうの研修会も開かれておるといふふうに聞いております。

一番近いところでいけば、27年12月、年末のところで養護教諭の研修の会議で、頭を打ったときの受診の判断といった研修会が開かれたというところで、痛みですとか吐き気、手足のしびれですとか意識障害、そういった症状があった場合には、きちんと記録をとって、様子を見て受診をさせる。本人が大丈夫と言っても、やはり頭のことということになりますので、受診をさせることという研修も開かれたというふうに聞いております。

学校では、先生方がこういった研修を受けた際には、必ず学校に持ち帰って伝達をするということになっておりますので、共通認識を持っていただいているというふうに理解をしておりますので、お願いいたします。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

一定研修等も進んでいるということで理解をしました。

あと、ちょっともう1個、参考までに、次のページの陳情事項の1番のところの項目に、ポケットSCAT2、これが後ろのほうにこういったものですよというのがついているんですけど、これを携帯しているとか、そういう状況がもしわかりましたら、現状を教えてもらえないでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 携帯につきましては、申しわけございません、確認のほうはしておりません。

◎委員（黒川 武君） 大変重要なものだなあとはいうんですけど、それで、

他の自治体ではこういったものの陳情についてどのような対応をしておるのかなあということで、ちょっといろいろ調べてみますと、2年前の平成26年6月の時点では、全国で299カ所の自治体で採択の決定の確認をしておるということで、愛知県では扶桑町と大口町と春日井市ということですが。しかし、件名が少し違っておりまして、その2年前のときの陳情あるいは意見書に係るところの内容というのは、労災認定基準の改正を求めている意見書なんです。春日井の意見書も、軽度外傷性脳損傷にかかわる労災認定基準の改正及び周知を求める意見書ということで、そういう意味合いでは、今回我々のほうに陳情されたものと微妙に違うところがあるなあとと思うし、国等の政府機関に対して議会が責任を持って意見書を送る場合は、やはりポイントをもう少し明確にすると。今の法制度に不備があるんだったら、その改善を求めなければいけない。そういったものが、どうも今回のこの陳情を見ると、少し取り扱いに困るようなところもあるのではないかなあと。

しかし、このことの内容というのはやっぱり重要なものがありますし、まさしく子どもさんとか、あるいは保育園の乳幼児の方々もいつどういう形で頭部への打撲による脳しんとうが出るかもしれないということですので、やはりこういったことの知識とか予防、あるいは対応というものは、市内部においても、あるいはそれぞれが所管するところにおいても、やはりきちっと周知、啓発をしていくということが重要ではないだろうかと思うんですね。

したがいまして、本陳情につきましては、直ちに我々がやっぱりアクションを起こすというよりは、まだまだ我々自身も調査・研究が必要ではないだろうかかなあというところで、従来どおりの扱いですと聞きおくといった冷たい対応の仕方になるんですが、本委員会で一定そういうことも議論をして、今後このことについても、やはり我々自身も強い関心を持って、さらなる調査・研究をしていくと、そのような扱いにしてはいかがでしょうかかなあと思います。

◎委員（梅村 均君） 私も今回は、陳情書には意見書を提出することということも書いてありますけれども、ちょっとまだいろいろ状況も調査をしながら、非常にこういう危険性があるという周知をしていくことは大事なことだと思いますので、少し調査をしながら、議論しながら進めていったらどうかかなあ。今回、意見書の提出についてはちょっと見送りまして、そんなふうな進め方がいいのではないかなあ。黒川委員と同じような意見でございます。

◎副委員長（榎谷規子君） この代表の方が、大阪の同じ軽度外傷性脳損傷

の仲間の会の人たちが全国に送っているという意見書になるのかしらね。陳情者御本人の御意見をお聞きすると、よりその内容は深まると思うんですが、御本人からの生の声がないということで、中身をそれぞれにもっと調査しながら深めるという内容でいくと、先ほど学校教育課のほうで今の現状を梅村委員から説明があったんですが、保育園などは4番などで要請項目があるんですが、こういった場合、どういう対応をとというような議論はされているでしょうか。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 保育園などで打撲によるというところは、頭部の打撲は私たちではやっぱり判断ができないというか、心配ということもありますので、看護師と相談をしながら医療機関にかかるというふうにしております。よろしくお願ひします。

◎副委員長（榎谷規子君） ここで第三者調査機関を設置しというところがあるわけですが、それはその都度という形なのかな。この項目では、保護者への連絡等も直ちに第三者調査機関を設置のような中身が書かれているんですが、そこら辺はどうお考えかしら。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 今、事故の話の対応がありました。当然、お医者さんへ連れていくときには、同時に保護者の方にも連絡をしてというような形になっています。

ここでいう第三者調査機関というのは、例えば重篤な事故が起こったような場合に関しては、その原因究明、あるいは今後の再発防止のために第三者調査機関を設置するという話がもともと保育園のほうで、厚労省のほうであります。ここでいうのと多分同じことになると思うんですけれども、そちらに関しては、随時必要に応じて設置をしていくというふうに考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございせんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、なければ、3人の委員の方から御意見をいただきました。当局から説明を聞きました。委員長としては、この陳情については、意見書としてはまだ各委員さんにとっては調査・研究をする時間が必要ということで、聞きおくというよりも、それぞれ委員に調査・研究をしていただくということで聞きおくという表現にしておきたいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） それでは、陳情第1号につきましては当委員会としては聞きおくということで、調査・研究を各委員にお願いを申し上げて、閉じさせていただきます。

事務局、よかったですかね。

休憩いたします。

(休憩)

◎委員長(塚本秋雄君) それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

各委員さんに配られました閉会中の継続審査の申し出が12月議会で議長宛てに出されております。その件で、厚生・文教常任委員会の閉会中の調査事項、1番目、2番目、3番目、それぞれやってまいりましたけれども、これをまた閉会中の継続審査で出すかどうかということの御意見をお聞きするわけですけれども、委員長としては、この3月本会議をもって、とりあえず終了させていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[発言する者あり]

◎委員(黒川 武君) 要するに、この申し入れはしないということ。

◎委員長(塚本秋雄君) そうです、それだけのことです。

◎委員(黒川 武君) そういうことでしょうか。ここでけりをつけるということね。

◎委員長(塚本秋雄君) はい。閉会中の継続審査を次また出すことはしないということですよ。

基本的には、4年間皆さん方委員ですから、4年間、厚生・文教の項目についてはずうっと政務活動費を使って、あるいは委員でおる限りは続いています。ただ、議会運営委員会の中で定例会から定例会の間の申し合わせがありますので、次への継続審査の事項の議長への申し出はしないということですよ。ただ、継続しておることはたくさんあります。後で協議会に出てきますけれども、そういう形で申し出はしないということですよ。了解をお願いしたいと思います。異議ございませんでしょうか。

◎委員(梅村 均君) 協議会なんかで随時必要があれば開催したりということは可能ですよね。そういうテーマが出てきて。

◎委員長(塚本秋雄君) 可能です。問題ないですよ。協議会であれば何でもオーケーですよ。議長への申し出じゃありませんので。厚生・文教常任委員長の申し出でいただければいいと解釈しますが、よろしいでしょうかね。

[発言する者あり]

◎委員(黒川 武君) 実体が伴わないものを形式的にやっても意味ないものだから、委員長の指示でよろしいかと思えます。

◎委員長(塚本秋雄君) じゃあそういうことで、やはり本会議でそういう申し出がある以上は、次のときはしないということですよ。委員会で一応決めさせていただきますけど、議長が見えますので、そういう形になりますけど、

議長よろしいでしょうか、傍聴者として、議長として。

〔「了」の意思表示あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） はい、聞きおくね。了解です。

じゃあ、済みません。閉会中の継続審査申し出については、申請はしませんけれども、この項目としては順次、大きな課題ですので、協議会を通じて研究し、委員会に格上げするときは委員会で申し出てやっていくということで了解をお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

いいですかね、閉めて、事務局。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。